

## 愛知県情報公開審査会答申の概要

答申第 1024 号（諮問第 1691 号）

件名：愛知県教育委員会が法律等が改正された後も改正前の法律等を使用している理由がわかる文書等の不開示（不存在）決定に関する件

### 1 開示請求

平成 28 年 7 月 7 日、同年 8 月 19 日及び平成 29 年 12 月 13 日

### 2 原処分

平成 28 年 8 月 19 日、同年 9 月 1 日及び平成 29 年 12 月 27 日（不開示（不存在）決定）

愛知県代表監査委員（以下「代表監査委員」という。）は、別表の 5 欄に掲げる開示請求に係る行政文書（以下「本件請求対象文書」という。）を、愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）第 11 条第 2 項（開示請求に係る行政文書を管理していない）に該当するとして不開示とした。

### 3 審査請求

平成 28 年 8 月 25 日、同年 9 月 5 日、平成 30 年 1 月 10 日

原処分の取消しを求める。

### 4 諮問

令和 4 年 6 月 24 日

### 5 答申

令和 4 年 10 月 26 日

### 6 審査会の結論

代表監査委員が、本件請求対象文書について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

### 7 審査会の判断

#### (1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第 5 条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

#### (2) 本件請求対象文書について

行政文書開示請求書の内容を基本として、実施機関が作成した弁明書の内容も踏まえると、本件請求対象文書は、実施機関において管理する別表の 5 欄に掲げる行政文書であると解される。

#### (3) 本件請求対象文書の存否について

ア 別表の1欄に掲げる請求1（以下「請求1」という。同欄に掲げる請求2以下も同様とする。）、請求3の①及び請求3の②について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求1、請求3の①及び請求3の②に係る文書については、請求対象文書の存否を確認したが、いずれも存在しなかったか、又は、実施機関において把握する必要はなく、作成又は取得することはないとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、実施機関において請求の内容に係る事務を所掌していないにもかかわらず、実施機関に対し、当該請求の内容に係る文書が請求されているものであると認められることから、これらの請求に係る文書を作成又は取得していないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

イ 請求2について

実施機関によれば、本件請求対象文書のうち、請求2に関し、当該年度において条例上の補正を行ったこと及び該当するような文書を作成することはなく、また、他の課室等から該当する文書を取得した可能性を検討し、請求の内容に係る文書を探索したが存在しなかったとのことである。

そこで、当審査会において検討したところ、実施機関において当該請求に係る文書を作成又は取得することが必要であるとは認められないことから、当該請求に係る文書を作成又は取得することはないという実施機関の主張に、特段不自然、不合理な点は認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「6 審査会の結論」のとおり判断する。

別表

1 請求	2 審査請求年月日	3 不開示(不 存在)決定	4 開示 請求年月 日	5 行政文書の名称その他の 開示請求に係る行政文書を 特定するに足りる事項
1	平成 28 年 8 月 25 日	平成 28 年 8 月 19 日付け 28 監 査第 63-1 号	平成 28 年 7 月 7 日	現在管理しているもの ・愛知県教育委員会が法律等 が改正された後も改正前の法 律等を使用している理由がわ かる文書
2	平成 28 年 9 月 5 日	平成 28 年 9 月 1 日付け 28 監 査第 74-1 号	平成 28 年 8 月 19 日	H28 年度 補正依頼文書
3	平成 30 年 1 月 10 日	平成 29 年 12 月 27 日付け 29 監査第 132 号	平成 29 年 12 月 13 日	・障害者（身体障害 知的障 害 精神障害）の判断基準定 義が記載されている文書（愛 知県教育委員会 知事部局 が使用しているもの）
①				・情報公開答申（発達障害 （者） 知的障害（者）に関 するものの分のみ）
	②			